

| No | 情報区分      | 情報名           | 日数     | 備考  |  |
|----|-----------|---------------|--------|---|--|
| 1  | 帳票        | NACCSパッケージ向帳票 | 7日     | 業務により帳票が登録された日<br>※保存期間中の取り出しは1回                                  |  |
| 2  |           | WebNACCS向帳票   | 7日     | 業務によりWebNACCS向けに帳票が登録された日<br>※保存期間中の取り出しは何度も可能。                   |  |
| 3  | CSVアップロード | 乗組員情報ファイル     | 10日    | 「CSVアップロード（WUD00）」業務で登録を行った日                                      |  |
| 4  |           | 危険物情報ファイル     | 10日    | 「CSVアップロード（WUD00）」業務で登録を行った日                                      |  |
| 5  |           | 旅客情報ファイル      | 10日    | 「CSVアップロード（WUD00）」業務で登録を行った日                                      |  |
| 6  | 一時保存      | 乗組員情報         | 10日    | 「CSVアップロード（WUD00）」業務で登録を行った日                                      |  |
| 7  |           |               | -      | 船舶運航情報が削除されたタイミングで同時に削除される  |  |
| 8  |           | 危険物情報         | 10日    | 「CSVアップロード（WUD00）」業務で登録を行った日                                      |  |
| 9  |           |               | -      | 船舶運航情報が削除されたタイミングで同時に削除される  |  |
| 10 |           | 旅客情報          | 10日    | 「CSVアップロード（WUD00）」業務で登録を行った日                                      |  |
| 11 |           |               | 2日     | 「旅客情報登録（WBX）」業務等で削除を行った日<br>※削除日当日を含む2日間は同一の船舶コード・航海番号での登録ができません。 |  |
| 12 |           |               | -      | 船舶運航情報が削除されたタイミングで同時に削除される  |  |
| 13 |           | その他           | 一時保存情報 | 10日   | 入出港業務で一時保存を行った日  |
| 14 |           |               | -      | 船舶運航情報が削除されたタイミングで同時に削除される  |  |
| 15 |           |               | 船用品情報  | 2日  | 「船用品情報登録（WBX）」業務等で削除を行った日<br>※削除日当日を含む2日間は同一の船舶コード・航海番号での登録ができません。 |
| 16 |           | 一時保存          | 一時保存情報 | 10日   | 入出港業務で一時保存を行った日  |

| No | 情報区分   | 情報名           | 日数  | 備考  |
|----|--------|---------------|-----|---|
| 17 | 船舶運航情報 | 船舶運航情報        | 63日 | 当該情報を使用した申請を行った日  |
| 18 |        |               | 2日  | 「船舶運航情報登録（WBX）」業務等で削除を行った日<br>※削除日当日を含む2日間は同一の船舶コード・航海番号での登録ができません。   |
| 19 |        |               | -   | 船舶基本情報が削除されたタイミングで同時に削除される  |
| 20 |        | 乗組員情報         | -   | 船舶運航情報が削除されたタイミングで同時に削除される  |
| 21 |        | 旅客情報          | -   | 船舶運航情報が削除されたタイミングで同時に削除される  |
| 22 |        | 船用品情報         | 2日  | 「旅客情報登録（WBX）」業務等で削除を行った日<br>※削除日当日を含む2日間は同一の船舶コード・航海番号での登録ができません。   |
| 23 |        |               | -   | 船舶運航情報が削除されたタイミングで同時に削除される  |
| 24 |        |               | 2日  | 「船用品情報登録（WBX）」業務等で削除を行った日<br>※削除日当日を含む2日間は同一の船舶コード・航海番号での登録ができません。  |
| 25 | 申請情報   | 入港前統一申請情報     | 63日 | 「入港前統一申請（VPX）」業務等を行った日  |
| 26 |        | 入港届情報         | 63日 | ①「入港届等（VIX）」業務等を行った日<br>②とん税等納付済みとなった日  |
| 27 |        | 移動届情報         | 63日 | 「移動届（VMR）」業務等を行った日  |
| 28 |        | 出港届情報         | 63日 | ①提出先に税関が含まれない場合は、「出港届等（VOX）」業務等を行った日<br>②提出先に税関が含まれる場合は、税関に対して出港許可（転錨届受理）となった日<br>③税関に対する出港許可（転錨届受理）後の訂正の場合は、上記①と同様 |
| 29 |        | 入港前統一申請情報（内航） | 63日 | 「入港前統一申請等（内航船）（WPT51）」業務で登録・訂正・取消を行った日  |
| 30 |        | 入港届情報（内航）     | 63日 | 「入港届等（内航船）（WIT51）」業務で登録・訂正・取消を行った日  |

| No | 情報区分   | 情報名          | 日数   | 備考   |
|----|--------|--------------|------|--|
| 31 | 申請情報   | 移動届情報（内航）    | 63日  | 「移動届等（内航船）（WMR51）」業務で登録・訂正・取消を行った日   |
| 32 |        | 出港届情報（内航）    | 63日  | 「出港届等（内航船）（WOT51）」業務で登録・訂正・取消を行った日   |
| 33 |        | 入港料減免還付申請情報  | 63日  | 「入港料減免還付申請（WER41）」業務で登録・訂正・取消を行った日   |
| 34 |        | 船舶運航動静通知情報   | 63日  | 「船舶運航動静通知（WMT41）」業務で登録・訂正・取消を行った日  |
| 35 |        | 海側施設使用許可申請情報 | 63日  | 「海側施設使用許可申請（WST41）」業務で登録・訂正・取消を行った日  |
| 36 |        | 陸側施設使用許可申請情報 | 63日  | 「陸側施設使用許可申請（WLT41）」業務で登録・訂正・取消を行った日  |
| 37 |        | ファイル申請情報     | 63日  | 「ファイル申請（WFT41）」業務等で登録・訂正・取消を行った日   |
| 38 |        | 不開港出入許可申請情報  | 30日  | ①「不開港出入許可申請審査終了（CPZ）」業務を行った場合で、かつ現金または印紙等による納付を確認し、不開港出入許可となった日<br>②「不開港出入許可申請審査終了（CPZ）」業務を行った場合で、かつ手数料免除の旨が入力された日<br>③「不開港出入許可申請審査終了（CPZ）」業務で取り消された日<br>④「不開港出入許可申請審査終了（CPZ）」業務で手作業移行された日<br>⑤「手数料領収確認（RP2）」業務により、手数料が納付された旨が登録された日<br>⑥「手数料強制消込（RPF）」業務により、手数料が納付された旨が登録された日 |
| 39 |        |              | 4日   | 「手数料情報登録（RP1）」業務が行われた場合で、登録された支払期限日  |
| 40 | 船舶基本情報 | 船舶基本情報（外航）   | 365日 | 次のいずれかに該当する日<br>①「船舶基本情報登録（VBX）」業務等を行った日<br>②「船舶基本情報訂正（VBY）」業務等を行った場合で、かつ訂正後に税関確認要となる日<br>③「船舶情報確認登録（CVI）」を行った場合は、税関確認の有効期限となる日<br><br>なお、有効なとん税等一時納付情報が登録されている場合は、一時納付有効期限日まで保存される。   |
| 41 |        |              | 2日   | 「船舶基本情報訂正（WBX）」業務等で削除を行った日   |
| 42 |        | 船舶基本情報（内航）   | 365日 | 「船舶基本情報等事前登録（内航）（WBX51）」業務を行った日<br>申請業務で船舶基本情報を使用した日   |
| 43 |        |              | 2日   | 「船舶基本情報等事前登録（内航）（WBX）」業務で削除を行った日   |